平成２３年（フ）第１５９１号
大阪市此花区西九条３丁目２番５号
破産者　髙橋千代子
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７１７号
堺市堺区榎元町３丁１番13号、前住所大阪市住吉区苅田５丁目７番24―707号
破産者　泉谷　喜信
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７３１号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目７番10号
破産者　宮崎　恒男
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５２号
大阪市東住吉区東田辺１丁目９番12号　郡方
破産者　中村　晋午
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５３号
大阪市東住吉区東田辺１丁目９番12号　郡方
破産者　中村　和子
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９２号
大阪府大東市寺川３丁目９番１号　サンハイツ岩本403号、前住所大阪府大東市寺川４丁目７番41号
破産者　竹山　智幸
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９４号
大阪府守口市佐太中町３―13―22―406、住民票上の住所大阪府門真市大字桑才132番地の９
破産者　野口幸次郎
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５７号
大阪市天王寺区伶人町３番23号　コーポ夕陽ヶ丘203号室
破産者　鈴木　利恵
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６４号
堺市堺区甲斐町西１丁２―25　カイザ36―505号、住民票上の住所堺市堺区大町東３丁２番６号
破産者　伊津美ビルＫＫこと　枡田　克義
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
堺市西区神野町１丁11番10号
破産者　山村　幸浩
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
大分県玖珠郡九重町大字野上30番地
破産者　熊谷　英利
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３９６４号
札幌市白石区中央２条３丁目２番１号　ユーエムハイツＥ号
破産者　片山芝登實
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９５号
札幌市清田区平岡４条１丁目11番１―106号
破産者　佐藤登美子
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１１号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目８番12号　サンパーク白菊Ⅲ―203号
破産者　有馬　忠幸
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１２号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目８番12号　サンパーク白菊Ⅲ―203号
破産者　有馬　雅代（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０８号
札幌市中央区宮の森４条２丁目１番１―207号
破産者　宮下　哲英
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９号
北海道登別市栄町２丁目19番地４
破産者　平賀　忠夫
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑123番地９
破産者　古沢　清子
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係